

令和6年2月5日

組合員・地域のみなさまへ

ふかや農業協同組合
代表理事組合長 原 浩

不祥事件発覚に伴うお詫びとご報告

日頃から、JA事業につきましては格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合におきまして令和5年10月に不祥事件が発覚いたしました。

今回の不祥事件は、JAへの信頼を損なう行為であるとともに、組合員・利用者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことについて、衷心よりお詫び申し上げます。

本件に係る概要、並びに今後の対応等につきまして、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

当組合深谷南支店の元渉外担当職員（令和5年3月末をもって依願退職）が、お客様の定期貯金を無断で解約し、解約金を着服しており、本件における被害金額は1,007,370円となる不祥事件が令和5年10月上旬に発覚いたしました。

既に、本件については複数の新聞に掲載されたところです。

当該元職員は、令和5年4月に発覚した不祥事件（現金の管理上重大な紛失）の当事者と同一人物であり、当組合としては、これら以外にも不正な行為が行われていないか内部調査と併せて地元警察に被害届を提出したなかで、徹底的な調査を続けてまいりました。

内部調査におきまして、令和2年4月から令和5年3月末までの当事者が扱ったすべての取引を抽出し、伝票・受領書等の筆跡を確認し、当事者からの聴取を行った結果、令和4年6月から11月までの間に、顧客名義の定期貯金を無断で解約する手口により着服行為が行われていたことが判明いたしました。

同様の手口により判明した2先（定期貯金4契約、定期貯金申込金の過小契約による一部着服1契約）を加え、計3先、総額4,844,130円を着服しておりました。

被害に遭われたお客様には、既にお詫びを申し上げるとともに、被害金額については当組合の立て替えにより全額返済させていただきました。

また、当該元職員に対しては、当組合立替金および当組合支給分の退職金の返還を請求し、令和6年1月11日に全額回収が完了いたしました。

2. 今後の対応等

役員管理・監督責任等、並びに関係職員につきまして、厳正な処分を行うとともに、今後において当組合で不祥事件が二度と起こらないよう、綱紀の粛正及び内部管理体制のより一層の強化と再発防止策の実践等を通じて図ってまいります。

組合員・利用者の皆様方の信頼回復を図るため役職員一同、誠心誠意努めてまいりますので、重ねてお詫び申し上げますとともに、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《本件に関する問合せ窓口》

ふかや農業協同組合 本店 企画管理部 電話 048-574-1155